



区の花「こぶし」

広報

ひがしよどがわ

編集・発行 東淀川区役所総務課 〒533-8501 大阪市東淀川区豊新2-1-4 ☎4809-9816 FAX6327-1970
東淀川区ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/higashiyodogawa/>

■区の面積13.25㎢ ■区の人口176,302人 ■区の世帯数91,701世帯〈平成23年2月1日現在推計〉

NO.178
4月増刊号

「住んで良かった、住み続けたい」 東淀川区のまちづくりを進めます!

このたび大阪市では、市民の皆さんがより幸せで豊かに暮らすまちづくりをめざして、「なにわルネッサンス2011-新しい大阪市をつくる市政改革基本方針-」をまとめました。

この方針は、“地域から市政を変える”として、地域の「つながり」や「きずな」をあらためて大切に、皆さんの取り組みや活動をもとに、地域・区役所・市役所が力を合わせて、多様な協働によって新しい形の公共づくりを進め、元気な地域社会・元気な大阪にしようとするものです。

東淀川区につきましても、誰もが健康・安全・安心に生き生きと暮らすことができるまちを実現するために、「平成23年度 東淀川区運営方針」をまとめました。

私は、「住んでよかった、住み続けたい」東淀川区のまちづくりを、区民の皆さん一人ひとりが日常の生活を営んでおられる身近な地域から、皆さんの参画と協働によって、一緒にめざしたいと考えています。

特に地域安全対策にモデル区として取り組み、街頭犯罪の発生件数が平成19年と平成22年の比較で、47%も減少するという大きな成果をあげています。今後も、安全安心のまちづくりに向けて、取り組みを進めるとともに、さまざまな事業を展開してまいります。詳しくは、下段・裏面をご覧ください。

今後とも、区民の皆さんにもっとも身近なまちづくりの拠点である区役所から、区長である私が先頭にたち、区役所・市役所の職員が一丸となって、全力で東淀川区のまちづくりに取り組んでまいりますので、皆さんのご支援・ご協力をお願いします。



東淀川区長 久保田 信也

～被災地の復興を願って～

東北関東大震災でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、被災された方々に心からお見舞いを申しあげます。

大阪市では、職員の派遣や物資の提供など被災地を全力で支援しています。

また、東淀川区では、区役所・出張所・区社会福祉協議会・市コミュニティ協会東淀川区支部協議会にそれぞれ募金箱を設置し、区民の皆さんからの義援金を受け付けています。救援物資についても、新品の、毛布・水（ペットボトル）・タオル・ウェットティッシュ・紙おむつの5品目に限定して、区役所・出張所で受け付けています。詳しくは、区ホームページをご覧ください。

被災地の一刻も早い復興を願うとともに、引き続き復興支援にご協力いただきますようお願いいたします。

大阪市の資源は、人だから。



大阪市が“人の魅力に支えられた都市”であるということを表現したロゴを作成しました。地域活動を行う際のシンボルとして活用してください。

新たな区政改革 ～多様な相談に応え、地域とともに課題解決に取り組む区役所をつくります～



1 便利で頼りになる区役所

●フロアマネージャーの配置

区役所に来られた方が申請などでお困りの時に、窓口の案内や書類記載のお手伝い、手続きの流れの説明などを行うために、フロアマネージャーを配置します。

●経営相談窓口の設置

専門のコンサルタントが中小企業の方々の経営改善などの相談に対応するほか、職員が支援サービスを案内します。

●技術職員の配置 ※平成24年度に実施予定

区民からの、道路や公園などに関する相談に対応するほか、まちづくりに関するサポートを行います。

2 地域とともに課題解決に取り組む区役所

●地域担当制の強化による地域課題に応じた取り組み

地域での各種事業が、より地域のニーズにマッチしたものになるよう、現在も区の実情に合わせて実施している地域担当制をさらに強化して、概ね小学校区をひとつの単位とした、地域活動支援を充実します。

●「地域活動協議会」の形成に向けた支援

小学校区単位で、みんなで考え、話し合い、地域活動や課題の解決に協働して取り組んでいただく「地域活動協議会」の形成に向けて、支援を行います。

●区役所の事業予算を増加

区役所が地域と協働して事業を実施するための予算の拡充や、地域が自主的な取り組みを実施するための地域交付金の創設などにより、区役所の事業予算を増加します。

3 住民参加による区政のチェック

●区政会議による区政への意見と評価の仕組みづくり

区民との協働による区政運営の実現に向けて、区民に区政をチェックしてもらう仕組みとしての区政会議を、平成23年度中に新たに設置します。

区政会議の役割

区政運営(区の運営方針や区の予算・決算など)、区内で実施される事務事業について、区民からのご意見や評価をいただきます。

専門的な事案など必要に応じて、部会(分科会)を設置して検討を行います。

新たな区政改革のほかに、 区役所では次の取り組みも行います!

●区長が地域へ出かける「移動区長室」の実施

区長が、地域担当職員といっしょに、各地域の振興町会長会議などに出席し、地域の方々の生の声を直接お聞きします。また、「新しい大阪市をつくる市政改革基本方針」や区政改革について、直接説明します。

●区役所1階の待合スペースに広報コーナーを設置

地域で行われた行事や、区民活動のようすの写真を掲示し、ご来庁の皆さんへPRします。また、区長が地域のさまざまな活動や行事に参加して感じたことなどを掲載している、区ホームページの「区長の ひがしよどがわ みてある記」を印刷して掲示します。

●庁舎周辺の清掃を行います

区民の皆さんに、気持ちよくご来庁していただける区役所をめざして、昼休み時間帯に、区役所庁舎周辺の清掃を行います。

